

# 北陸電力株式会社志賀原子力発電所原子炉施設

## 保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2204272 号

令和 4 年 4 月 2 7 日

原子力規制庁

### I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 3 月 3 日付け原第 8 3 号（令和 4 年 4 月 1 3 日付け原第 5 号をもって一部補正）をもって、北陸電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された志賀原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

### II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

#### 1. 人事制度の見直しに伴う変更

人事制度の見直しに伴い、以下に示す職級名称を変更することから、関連する保安規定条文である第 8 条を変更する。

- ・特別管理職 A 級の職級名称を特別管理職経営職に変更

#### 2. 組織改正に伴う組織名称の変更

燃料部と電力取引部を統合する組織改正に伴い、以下に示す保安に関する組織の名称を変更することから、関連する保安規定条文である第 2 条の 2、第 3 条、第 4 条及び第 5 条を変更する。

- ・燃料部の名称をエネルギー取引部に変更

#### 3. 記載の適正化

記載の適正化として、保安規定条文である第27条を以下のとおり変更する。

- ・低温停止の記載を冷温停止に変更

### Ⅲ. 審査の内容

#### 1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 組織改正に伴う職務内容の変更内容が、申請者から令和2年4月1日付けで提出された志賀原子力発電所原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出書に記載された発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していること。

#### 2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、ここで用いる項及び号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条第1項各号を表している。

#### (1) 第1項第2号（品質マネジメントシステム）関係

第1項第2号について、審査基準は、品質マネジメントシステムが、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること等を要求している。

規制庁は、保安に関する組織の名称の変更に伴い、品質マネジメントシステム文書の所管部署の名称を燃料部からエネルギー取引部に変更していること、その他の変更はないことを確認したことから、第1項第2号に関する審査基準を満足していると判断した。

#### (2) 第1項第3号（発電用原子炉施設の運転及び管理を行うものの職務及び組織）関係

第1項第3号について、審査基準は、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉

施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第1項第3号に関する審査基準を満足していると判断した。

① 燃料部と電力取引部を統合する組織改正に伴い、組織の名称を燃料部からエネルギー取引部に変更するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容（原子燃料の調達）に変更はないこと。

(3) 第1項第4号、第5号及び第6号（発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等）関係第1項第4号、第5号及び第6号について、審査基準は、発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていることを要求している。

規制庁は、発電用原子炉主任技術者の選任について、選任対象となる職級名称を特別管理職A級から特別管理職経営職に変更していること、その他の変更はないことを確認したことから、第1項第4号、第5号及び第6号に関する審査基準を満足していると判断した。

### 3. 記載の適正化

規制庁は、記載を適正化した箇所について、適正に変更されていることを確認した。